



つくば市監査公表第9号

平成30年9月3日

つくば市監査委員 萩谷 孝男



つくば市監査委員 宮本 孝男



つくば市監査委員 金子 和雄



地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

第2 監査等の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査等の実施期間

平成30年4月5日から平成30年8月29日まで

第4 監査等の対象

地方自治法第244条の2第3項及びつくば市ふれあいプラザ条例（以下、条例といいます。）第17条の規定に基づき公の施設の管理運営に関する業務を行っているもの

- 1 公の施設 つくば市ふれあいプラザ
- 2 所管部局 市民部文化芸術課
- 3 指定管理者 常陸興業株式会社

第5 監査等対象の事項及び範囲

平成29年度公の施設の指定管理に係る出納事務及び管理運営業務の執行

第6 監査等の目的、着眼点及び実施方法

支出された公金が、目的どおり適正に運用されているかどうか、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び指定管理者からの説明を聴取するなどの方法で監査を実施した。

1 所管課着眼点

- (1) 団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- (4) 協定事項には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正に行われているか。

- (6) 事業報告の点検は適切に行われているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

2 指定管理者着眼点

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (4) 利用促進のための努力は行われているか。
- (5) 収支会計経理は適正に行われているか。他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適正か。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備されているか。

第7 指定管理の概要

- 1 指定管理施設名 つくば市ふれあいプラザ
- 2 指定管理者名 常陸興業株式会社
- 3 議会の議決 平成26年12月16日 つくば市議会定例会
- 4 指定管理者の指定 平成26年12月25日（告示日）
- 5 協定の締結 平成27年2月23日（基本協定）
- 6 指定管理期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）
- 7 指定管理料 平成29年度 55,800,000円

第8 業務の範囲

- 1 施設等の使用及び館内保育の利用の許可に関する事
- 2 条例第2条に規定する事業の実施に関する事
- 3 施設等の維持管理に関する事

4 その他市長が定めること

第9 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿っておおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、要望事項については、下記のとおりであるので、適切な対応を検討され、適正な事務の執行に努められたい。

1 要望事項

(所管課)

- (1) 情報共有のため、指定管理者側の企画運営会議やセクション長会議に、所管課職員も出席することが望ましい。
- (2) 展示コーナー使用料・ホール未使用時のピアノ使用料・研修室Aの全体使用について、引き続き条例改正を含め、適正な措置を検討されたい。
- (3) 撮影等で施設を使用させる場合は、つくば市行政財産使用料条例に基づいて運用されたい。
- (4) 施設利用者の過失により施設を修繕する場合は、その対応について十分に検討されたい。

(指定管理者)

- (1) 積極的に自主事業が行われているが、中には参加者が少ない事業もあるため、今後も更なるアイデアで自主事業を充実させることを期待する。
- (2) 施設利用者の過失により施設を修繕する場合は、その対応について速やかに所管課と協議願いたい。